

# 1. 享保期における譜代下人の 解放と村落構造

佐藤常雄（東京教育大学）

戦後、幕藩体制社会の構造的特質についての諸研究は、戦前日本資本主義の基底をなした寄生地主制の半封建的性格の解明という課題の下に、太閤検地論争、寄生地主制論争を中心として展開され、歴史学、社会経済史学の主要な論点となったことはいままでもない。とりわけその特質についての論争は、封建的土地所有者が直接的生産者である封建的小経営農民から経済外強制による剰余生産物の収奪する関係を中心とした基礎構造において、封建的小経営農民、寄

生地主制の発生・展開の歴史的規定性及び具体的存在形態の理論的  
実証的研究であった。太閤検地論争においては、太閤検地とこれに  
続く近世初期の検地が全国的規模において施行され、統一した基準  
による土地生産力の秤量という新しい原則＝石高制の成立によって  
封建的土地所有関係が確定しえたこと、また検地帳分析によって広  
範なる封建的小経営農民の形成、展開が明らかにされた。寄生地主  
制論争においては、明治期の寄生地主制の性格の解明を課題としつ  
つ、その形成・発展を幕藩体制社会の胎内の個別地主経営分析や幕  
藩法の研究によって、ほぼ享保期に領主権力によって容認された地  
主的土地所有に求められるとされ、幕末維新段階を経て地租改正に  
よりその基礎が与えられるという寄生地主制の発展・展開の具体的  
過程が論証されるにいった。

寄生地主制、太閤検地論争も、戦前の日本資本主義構造の特質の  
解明という問題に照点があてられ、日本における封建制から資本制  
への移行過程＝本源的蓄積過程およびその前史という意味で研究の  
狙上にあげられたのである。しかし、両者は封建的小経営農民層の  
分化・分解という論理的、歴史的相互依存関係にあるにもかかわら  
ず、両論争をつらぬく統一的な把握は必ずしも十分であったとは見  
なしがたい。むしろ両者ともそれぞれの研究対象においてのみ展開  
されたといえよう。寄生地主制、太閤検地論争の研究成果の上に、  
さらに有機的な関連をもった実証・論理の展開が求められるのでは  
あるまいか。

本報告では、甲州逸見筋塚川村の享保期における譜代下人の解放

とその歴史的意義を、幕藩体制第一段階（江戸時代社会前期）と寄  
生地主制の形成期とみなされる享保年代（江戸時代社会中期）の封  
建的小経営農民層の動向を中心として、「ムラ」レベルで考察した  
こと。

#### 甲州逸見筋塚川村の概況

塚川村慶長・延宝検地の性格と土地保有関係

享保期譜代下人の解放とその歴史的意義

享保期における地主制形成と村落構造

#### 資料

#### 手形之事

- 一、拙者共義半兵衛譜代下人ニ御座候処  
近年障申請ケ候ニ付当所之水吞百姓ニ毛  
罷成度奉存候所主人ヲ以奉願上候  
得者何速之様御詮義之上御百姓分ニ  
被遊下候段難有奉存候然上ハ  
自今以後之儀拙者共義ハ不及申子孫  
と毛ニ村中江憲外我儘仕問敷候若御  
公儀様御条目之趣相背候力又者慮外  
我儘仕候ハバ御詮義之上主人方江御返し  
先年通半兵衛門屋罷成其上如何  
様ニ被仰付候共一言之申分無御座候為  
後日仍而如件

正徳四年七月

塚川村

作兵衛 印

同人子

忠右衛門 印

惣御村衆中様

我等願之通作兵衛忠右衛門義御百姓ニ  
分ケ被成被下候段置奉存候自然御村中江  
慮外我儘仕候ハハ我共方江御返し可被下  
候先年之通我等門屋ニ仕置可申候以上

塚川村

主人 半兵衛 印

正徳午四年七月

惣御村中